

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル

国家公務員共済組合連合会 吉島病院

目的

疑義照会を行う際に処方医、保険薬局の連絡を円滑に行う。

原則

- ・疑義照会簡素化プロトコルの説明を受け、プロトコル運用の同意がある保険薬局のみでの運用とする（同意は系列薬局単位ではなく、保険薬局1店舗単位とする）。
- ・ルール違反があった場合はプロトコルの同意を取り消す場合がある。
- ・簡素化プロトコルを適応した場合は必ず修正後の処方箋（変更があったページのみ）を吉島病院宛に FAX する事。（修正時には処方箋備考欄に修正内容と共に、「疑義照会簡素化プロトコル適用」と記入する事。Do 処方が明確な場合は2回目以降の FAX は省略可能。）

吉島病院 FAX 番号：082-249-4635（代表）

- ・先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は処方薬を後発医薬品に変更できない。
- ・「変更不可」の記載がある場合はその指示に従う。
- ・処方の変更は、各医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更とすること。また安定性や溶解性、体内動態、服薬状況等を考慮し、薬物治療上の利便性、有用性が向上する場合に限る。
- ・患者に十分な説明(服用方法、安定性、価格等)を行い、同意を得た上で変更する。
- ・本来疑義照会を必要とする事例にのみ、本プロトコルを適応とする。

プロトコル運用の流れ

院外処方箋発行

→保険薬局で「疑義照会不要例」に該当する疑義が生じる

→保険薬局の薬剤師は処方箋に修正項目を記入・調剤

→修正された処方箋を吉島病院に FAX

→当院薬剤師によりオーダリングシステムの代行修正

（可能な限り、オーダリングシステム内の処方を修正し、次回からの処方に反映させます。）

→主治医による確認

疑義照会の不要例

- ①薬剤師の薬学的判断に基づき一包化調剤が治療上必要であると判断されるものに対し一包化調剤を行うこと(抗がん剤及びコメントに「一包化不可」と有る場合は除く)
※一包化加算を算定する場合は、料金の変更が生じるので必ず患者負担額について説明後、患者に同意を得て調剤する事。
- ②別規格がある場合の処方の変更(安定性、利便性向上のための変更に限る)
例：5mg錠 1回2錠 →10mg錠 1回1錠
※規格変更により適応症が変更となる可能性が生じる場合は必ず疑義照会を
- ③薬歴上継続処方されている処方薬に残薬があるため、投与日数を調整(短縮に限る)して調剤すること(外用薬の数量の変更も含む)
※残薬が多量にある場合はRp・処方自体の削除可能。
例：クロピドグレル 75mg 30日分 →27日分に変更(3日分の残薬が有るため)
- ④週1回や月1回製剤(ビスホスホネート製剤等)が連日投与と同一日で処方されている場合の日数の適正化、及び前回のDo処方であり、外用剤が前回と同じ日数になっている場合。(処方間違いが明確な場合に限る)
例：他処方が14日分処方の時、
アレンドロン酸ナトリウム水和物 35mg 14日分 → 2日分
前回処方が全て21日分処方今回処方以外14日分処方
スピリーバ吸入用カプセル 18μg 21カプセル → 14カプセル
- ⑤「1日おきに服用」と指示された処方薬が、連日投与の他の薬剤と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化(処方間違いが明確な場合に限る)
例：他の処方が30日処方するとき
ロスバスタスタチン 2.5mg錠 1錠 1日おき 30日分 → 15日分
- ⑥外用剤の用法(適用回数、適用部位、適用タイミング等)が口頭で指示されている場合、用法を追記すること(処方箋上、用法が空白で、薬歴上あるいは患者面談上用法が明確な場合)。
例：口頭で腰痛時に腰に貼付する指示があったと患者から聴取した場合
ロキソニンテープ 100mg 3袋 1日1回 →
1日1回 1回1枚を腰に
※経皮吸収により全身の作用を目的とした薬剤は、プロトコル対象外とする

⑦医師の了承の元で処方されている漢方薬の食後投与

※患者面談上、食後投与が妥当と判断された場合に限る

⑧結核治療、非結核性抗酸菌治療目的で処方されているリファンピシンの食後投与、抗生剤の長期投与、分1投与。

⑨向精神薬が日数制限を超えて処方されている場合の投与日数上限までの日数短縮

ゾルピデム酒石酸塩錠 5mg 35日分 → 30日分

2019.3.27 改訂

原則

- ・(変更があったページのみ)
(修正時には処方箋備考欄に修正内容と共に、「疑義照会簡素化プロトコル適用」
と記入する事。)
を追記

プロトコル運用の流れ

- ・(可能な限り、オーダーリングシステム内の処方を修正し、次回からの処方に反映
させます。)を追記

疑義照会の不要例

- ・⑫分1投与を追記
- ・⑤及び Do 処方が行われたために処方日数が必要日数に満たないと判断される場
合の投与日数の適正化を削除
- ・⑬向精神薬が日数制限を超えて処方されている場合の投与日数上限までの日数短
縮
ゾルピデム酒石酸塩錠 5mg 35 日分 → 30 日分を追記

2019.5.15 改訂

原則

Do 処方が明確な場合は 2 回目以降の FAX は省略可能。を追記

疑義照会の不要例

- ・⑤※残薬が多量にある場合は Rp の削除可能。(処方箋全て削除の場合は処方料
が変更となるため医事課へ疑義照会をして下さい。)
- ・⑦50mg→100mg のようなサイズの変更も可能、その場合は同じ枚数で。

2019.12 改訂

- ①・「患者希望」あるいは「アドヒアランス不良で一包化により向上が見込まれる」
の理由により
を削除
- ・さらに、算定には必ず医師の指示が必要となるため、保険薬局からの FAX
にて処方医が事後承認を行う。
を削除
- ・薬剤師の薬学的判断に基づきを追記

②剤形の変更(安定性、利便性向上のための変更に限る)

例：カルボシステイン DS50%散 1g→カルボシステイン 500mg1錠

の不要例を削除

- ④服薬状況の理由により処方薬剤を半錠、粉砕、混合すること、あるいはその逆（規格追加も含む）ただし、抗がん剤を除く

逆の場合の例：

(粉砕)ワーファリン 1mg 2.5 錠 → ワーファリン錠 1mg2 錠
+ワーファリン錠 0.5mg1 錠

※安定性のデータに留意してください。

※必ず患者さんに服用方法および患者負担額について説明後、同意を得て変更して下さい。

の不要例を削除

- ⑤（処方箋全て削除の場合は処方料が変更となるため医事課へ疑義照会をして下さい。）

を削除

- ⑥アドヒアランス向上のため単剤を同一成分、同一含量の合剤に変更。（必ず患者に同意をとること）

例：アムロジピン 5mg 2 錠 → イルアミクス配合錠 HD 1 錠
イルベサルタン 100mg 1 錠

の不要例を削除

- ⑦患者の希望があった場合の消炎鎮痛外用貼付剤における、パップ剤→テープ剤、テープ剤→パップ剤への変更（成分が同じものに限る。枚数に関しても原則同じとする。50mg→100mg のようなサイズの変更も可能、その場合は同じ枚数で。）

の不要例を削除